

12 粧工連名称第2号
平成12年6月21日

日本化粧品工業連合会傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
全成分表示名称委員会

化粧品の全成分表示名称リストにおける「表示別名称」の取り扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当委員会では一昨年9月から化粧品の全成分表示名称の検討を開始し、6月20日までにNo. 1からNo. 5の成分リスト（便宜上、案を付しています）を発表しております。現段階では、原料によっては「表示名称」の他に「表示別名称」を設けておりますが、「一成分一名称」にすべきとの観点からの意見も多く、平成16年4月30日をもって「表示別名称」を成分リストから削除することを決定致しました。何卒ご理解下さるようよろしくお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、下記をご高覧下さるよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

1. 表示別名称を廃止する理由

- 1) 粧原基及び粧配規が存在していたことから、これらを表示別名称として残した例も多くあるが、本来は「一成分一名称」とすべきであるとの原点に立ち返ることにしたこと。
- 2) 従来から、いわゆる「INCIコード」との対応を重視し、INCIコードの翻訳あるいは音訳を原則として名称作成を行っているが、この原則をより明確にするためにも「一成分一名称」とすべきであること。
- 3) 消費者サイドからも、「一成分一名称」にすべきであるとの要望が出されていること。

2. 現行表示別名称の取り扱い

ほとんどの表示別名称は成分リストから削除されますが、INCIコードとの対応の関係から、表示別名称が、表示名称として切り替えられて存続する成分もあります（その場合、現行の表示名称は削除されます）。なお、表示別名称を表示名称に移行するもの等は、本年10月末までにご案内する予定です。

3. 表示別名称が削除される時期

平成16年4月30日をもって成分リストから削除致します。

なお、平成16年4月30日以降は、表示別名称が全く使用できないというわけではありません（ただし、この場合は成分リストにない名称を使用することになるた

め、消費者からの問い合わせに対応できる体制をとる必要があると考えます)。在庫の容器がなくなり、新しい容器を製造される際等に切り替えていただければ結構です。欧米の例を見ても、成分名称（I N C I コード）が変更される例は珍しいことではなく、定常的に行われていることであり、これに関して化粧品の製造業者等も柔々と対応されているようです。

なお、化粧品の全成分表示のための名称作成申請にあたって、現状では「I N C I コード」のない成分についても申請受付を行っていますが、平成13年1月1日以降は、「I N C I コード」を既に取得した成分、あるいは「I N C I コード」取得のための申請を行った成分だけを受理させていただくことも委員会で決定致しましたので、この点も充分ご留意下さるようお願い致します。

以上